

東京都手話サークル連絡協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、東京都手話サークル連絡協議会と称する。

(住所)

第2条 本会の住所は事務局長宅とする。

(目的)

第3条 本会は、東京都内の手話サークルの恒常的交流と質的发展を図り、聴覚障害者団体及びそれを支援する団体との連携を強めていくことを目的とする。

(構成)

第4条 本会は、東京都内に拠点を置き活動する手話サークルによって構成される。

(活動)

第5条 本会の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 各手話サークルの抱える問題、課題を協議し、解決を目指す。
- (2) 研修会などの諸活動を行う。
- (3) その他、必要な活動を行う。

(機関)

第6条 本会の活動は次の機関で運営される。

- (1) 総会
- (2) 担当者会議
- (3) 事務局会議

(財政)

第7条 本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとし、事業年度ごとに事業計画と収支予算を作成するものとする。

- 2 本会の経費は、次の収入によってこれに充てる。
 - (1) 各サークルの分担金
各サークルの分担金は年間5,000円とする。
 - (2) その他
- 3 本会の口座管理は、事務局長が行う。

(ブロック編成)

第8条 本会に所属するサークルは、地域別にブロックを編成することができる。

(総会の構成)

第9条 総会は本会の最高決議機関とし、加盟サークルの過半数の出席を以て成立する。

- 2 第1回目の会議を総会とする。終了後、必要に応じて担当者会議に移行できる。
- 3 議決権は1サークルに1つとする。

(総会の議決)

第10条 議決は出席サークルの過半数をもって決定する。

(総会の委任)

第11条 やむを得ず総会に出席できないサークルは、議長に議決権を委任することができる。この場合、委任するサークルは、委任状を事務局へ提出しなければならない。

(総会の付議事項)

第12条 次の事項を総会の付議事項とする。

- (1) 活動報告
- (2) 会計報告
- (3) 活動方針
- (4) 年度予算
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) その他運営に関する重要事項

(担当者会議)

第13条 担当者会議は、各サークルで選出された担当者が構成し、原則として年に6回開催する。

(役員)

第14条 総会において、本会の役員として代表1名、事務局長1名および会計1名を選出する。

- 2 役員任期は1年とする。
- 3 本会は、所属サークルの推薦を受けた者を事務局員として任命することができる、
- 4 代表は事務局員の中から、副代表1名を選び、指名することができる。

(事務局会議)

第15条 事務局会議は代表、事務局長、会計および事務局員で構成する。

(会則の改定)

第16条 この会則を改定するときは、総会において加盟サークルの3分の2以上の賛成を必要とする。

附則

この規約は、昭和52年(1977年)2月16日より施行する。

附則

この会則は、平成27年(2015年)4月29日から施行する。

(改定経過)

1. 1990年4月29日(日)開催の第1回代表者会議において
第7条 1. 各サークルの分担金
分担金年間3,000円を4,000円に改定。
2. 2003年4月27日(日)開催の第1回代表者会議において
第7条 1. 各サークルの分担金
分担金年間4,000円を6,000円に改定。
3. 2008年4月27日(日)開催の第1回代表者会議において
第6条 機関
「代表は事務局員の中から、副代表(1名)を選び、指名することができる。」
を追加。
4. 2009年4月26日(日)開催の第1回代表者会議において
第7条 1. 各サークルの分担金
分担金年間6,000円を5,000円に改定。
5. 2012年8月26日(日)開催の第3回代表者会議において
会計事務手続きに伴い、第2条の表記を変更し、第7条に口座管理者を追加。
6. 2015年4月29日(祝)開催の総会において
「規約」を「会則(条文等の構成を含む)」に改定。